

# 第1章 計画の策定にあたって



## 1 計画策定の趣旨

わが国では、今後さらに平均寿命が伸長することが予測されていますが、一方では急速な出生率の低下に伴って高齢化が進行し、医療や介護に係る負担が一層増すことが予想されています。

こうした中、活力ある社会を実現するためには、生活習慣病を<sup>\*</sup>予防し、また社会生活を営むのに必要な機能を維持・向上することによって、健康づくりを推進することが重要となっています。

本市では、平成15年3月に市の健康増進計画である「健康もりやま21」を策定し、「学び、話し合い、実行する健康づくり」をテーマに、市民主体の健康づくりを推進してきましたが、「健康もりやま21」の計画期間が平成24年度で終了することから、健康づくりをより一層推進し、子どもから高齢者までのすべての市民がともに支え合いながら希望やいきがいを持ち、すこやかに心豊かに生活できることをめざし、新たに「第2次健康もりやま21」を策定しました。

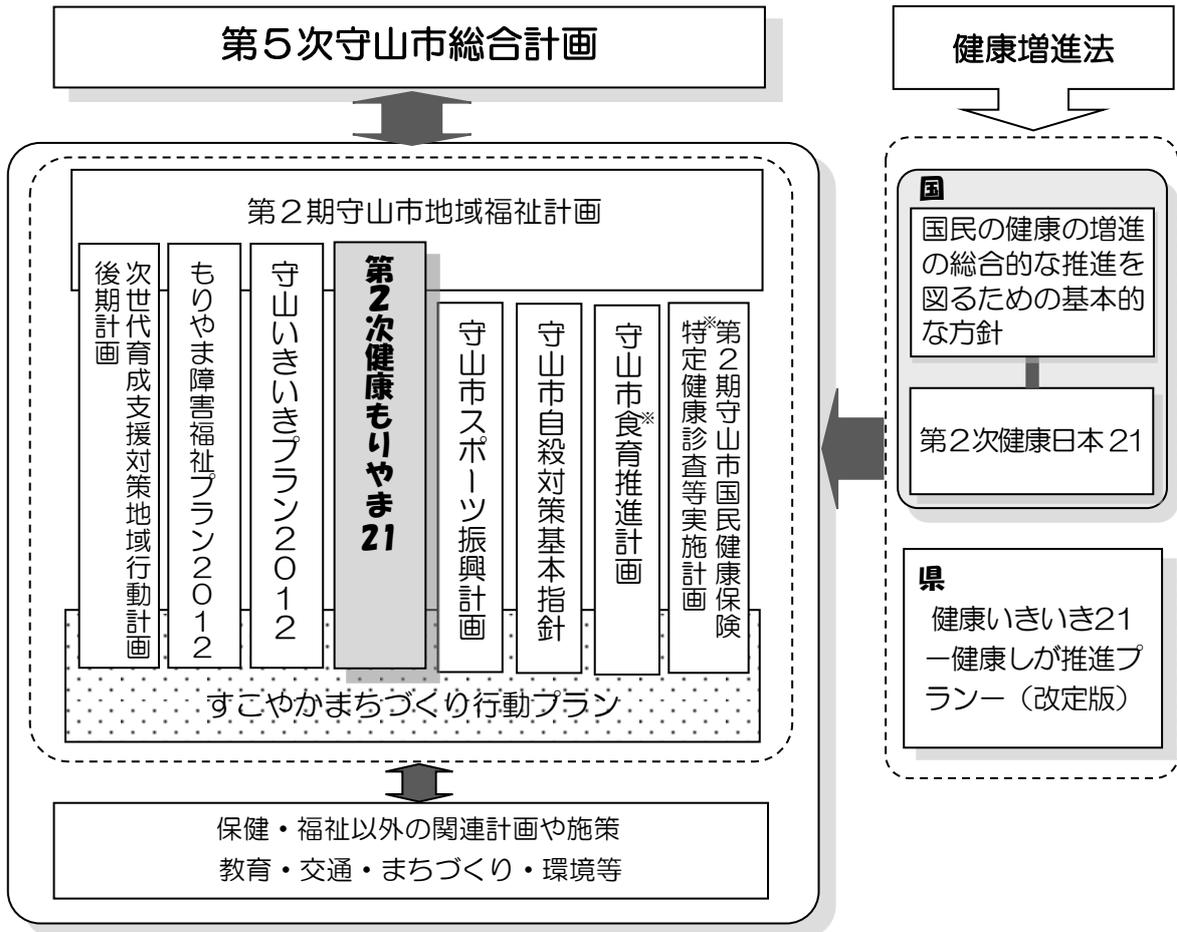
この「第2次健康もりやま21」は、生涯を通じた健康づくりを重視し、健康分野別の基本的な方針や目標を定め、市民や家庭、地域における具体的な行動および市が取り組むべき具体的な施策について明らかにするとともに、その結果としての数値目標による進行管理などの視点も取り入れたものとします。

## 2 計画の位置づけ

「第2次健康もりやま21」は、健康増進法第8条第2項の規定に基づく本市の健康増進計画として、国の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（平成24年7月10日公表）および滋賀県の「健康いきいき21ー健康しが推進プランー（改定版）」との整合を図りながら策定しました。

また、平成22年9月策定の「第5次守山市総合計画」を上位計画とし、「すこやかまちづくり行動プラン」（平成22年12月策定）や「第2期守山市国民健康保険<sup>\*</sup>特定健康診査等実施計画」などの関連計画との整合を図り策定しました。

■計画の位置づけ

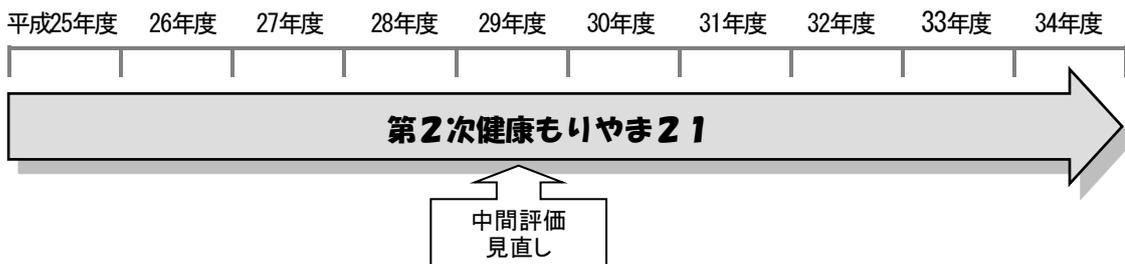


### 3 計画の期間

計画の期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とします。

また、計画の中間年にあたる平成29年度に中間評価を行うとともに、国の制度や社会情勢の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

■計画の期間



## 4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、専門的観点や全市的観点から計画案を検討するため、公募による市民代表や、学識経験者、関係機関・団体などの健康づくりに関連した分野の委員19名で構成される「健康もりやま21次期計画策定委員会」を設置しました。

また、関連計画・施策などとの調整を図りながら計画案を検討するため、市役所内の関係する部署で構成する「健康もりやま21次期計画策定庁内会議」を設置しました。

さらに、健康づくりの現状や課題を把握するため、平成23年度には15歳～69歳の市民2,000人を対象に、市民アンケート調査を実施しました。

平成24年度には関係機関・団体に対するシート調査およびヒアリング調査を実施するとともに、計画素案に対する市民意見の募集を行いました。

■ 計画の策定体制

